

公用車売買契約書

売出人 奥州市（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○○（以下「乙」という。）とは、公用車の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲乙両者は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

第2 甲は、その所有にかかる末尾に表示する物件を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

第3 売買代金は○○○○○円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 前項の売買代金から契約保証金を差し引いた金額を納付することとする。

第4 乙は、令和7年12月15日までに売買代金を完納することとする。

第5 甲は、所有権移転に必要な譲渡証明書を乙に提出するものとする。

2 前項の規定による所有権移転手続きは乙が行うものとし、移転に要する一切の費用は乙の負担とする。

第6 売買物品の所有権は、乙が売買代金を完納し、所有権移転手続きが完了したとき、乙に移転する。

2 乙は、所有権移転手続き完了後、所有者が変更になったことが確認できる証書の写しを令和7年12月23日までに甲に提出するものとする。ただし、所有権移転手続きが不要な物品は除くものとする。

第7 乙は、令和7年12月26日までに売買物品を保管・公開場所から搬出するものとし、搬出に要する一切の費用は乙の負担とする。

第8 車体に市名等の表示があるものは、乙が抹消することとし、抹消に要する一切の費用は乙の負担とする。

2 乙は、車体の表示を抹消した後、令和8年1月9日までに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

第9 契約締結後、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態が判明した場合でも、甲は一切の責任を負わない。

第10 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供さないものとする。

2 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第11 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催促をしないで直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。

(2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。

(3) 乙が、奥州市暴力団排除条例(平成27年奥州市条例第20号)に基づく奥州市暴力団等排除措置要綱(平成27年奥州市告示第26号)第3条の排除措置を受けたとき。

2 甲は、乙が第7で定める義務を履行しない場合、通告したうえで契約を解除することが出来る。契約を解除した場合は、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。また、次の各号のいずれかに掲げる者が本契約の解除を申し

出た場合も同様とする。

(1) 乙について破産手続き開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第7号)第74条の第1項の規定により裁判所から選任された破産管財人。

(2) 乙について更正手続き開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項の規定により裁判所から選任された管財人。

(3) 乙について再生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第2号に規定する再生債務者等。

3 第1項第1号及び第2号の規定により契約が解除されたとき、または前項の規定により契約が解除されたときは、公用車売り払い条件付一般競争入札の参加について解除日より2年間は認めないものとする。

4 第1項第3号の規定により契約が解除されたときは、今後一切の入札への参加を認めないものとする。

第12 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

第13 契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

物品名	車台番号	型式	落札額	うち消費税額
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円

令和7年 月 日

甲 奥州市
代表者 奥州市長 倉成 淳 ⑩

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ⑩